

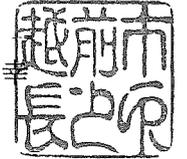


越前市告示第111号

令和元年9月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月26日

越前市長 奈良 俊



- 1 日 時 令和元年9月2日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第49号及び議案第50号

平成30年度越前市企業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度越前市水道事業会計及び平成30年度越前市工業用水道事業会計の利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成30年度越前市水道事業会計及び平成30年度越前市工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年9月2日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第49号 平成30年度越前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第50号 平成30年度越前市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 5 1 号から議案第 5 6 号まで

平成 3 0 年度越前市決算について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第 5 1 号 平成 3 0 年度越前市一般会計歳入歳出決算

議案第 5 2 号 平成 3 0 年度越前市下水道特別会計歳入歳出決算

議案第 5 3 号 平成 3 0 年度越前市産業団地造成特別会計歳入歳出決算

議案第 5 4 号 平成 3 0 年度越前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

議案第 5 5 号 平成 3 0 年度越前市介護保険特別会計歳入歳出決算

議案第 5 6 号 平成 3 0 年度越前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第 57 号

越前市印鑑条例及び越前市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正
について

越前市印鑑条例及び越前市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市印鑑条例及び越前市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

(越前市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 越前市印鑑条例（平成 17 年越前市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称）

第 6 条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第 12 条第 2 号中「氏名又は氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、

住民

票に記録がされている旧氏を含む。) 」を加える。

第 1 3 条第 2 項中「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

第 1 5 条の見出し中「多機能」を削り、同条中「個人番号カード印鑑登録者」を「印鑑登録者」に、「次の各号のいずれかに該当する」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 1 4 年法律第 1 5 3 号)第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書の発行を受けている」に改め、「利用して、」の次に「市長が指定する端末機又は」を加え、各号を削る。

第 1 6 条第 4 項第 3 号を次のように改める。

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称)

第 1 6 条第 4 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

(越前市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市個人番号カードの利用に関する条例(平成 2 7 年越前市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の項及び別表 2 の項中「多機能端末機」を「市長が指定する端末機又は多機能端末機」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。ただし、第 1 条中越前市印鑑条例第 1 5 条の改正規定及び第 2 条の規定は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 越前市個人番号カードの利用に関する条例附則第 7 項の規定により個人番号カードとみなして越前市印鑑条例の規定を適用するとされた住民基本台帳カードについては、なお従前の例による。

議案第 58 号

越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例の一部改正について
越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

越前市子ども・子育て支援に関する基準を定める条例（平成 26 年越前市条例
第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例に委任された」を「市の責務として条例で定めるとした」に改
める。

第 2 条中「平成 24 年法律第 65 号」の次に「。以下「支援法」という。」を
加える。

第 3 条第 1 項中「良質かつ適切な」の次に「ものであり、かつ、子どもの保護
者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」を加え、同条第 2 項から第 4
項までを次のように改める。

2 支援法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定による条例で定める特定教
育・保育施設等の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2
6 年内閣府令第 39 号）で定める基準をもって、その基準とする。

3 特定教育・保育施設の設置者は支援法第 34 条に定める基準を、特定地域型
保育事業者は支援法第 46 条に定める基準を、それぞれ遵守しなければならない。

4 支援法に基づく特定教育・保育施設等の利用について、その利用者の負担に

関する基準等必要な事項は、規則で定める。

第3条第5項を削る。

第4条第1項中「家庭的保育事業等」の次に「（特定地域型保育事業を含む。以下同じ。）」を加え、「乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）」を「乳児又は幼児（次項において「利用乳幼児」という。）」に改め、同条第2項中「（以下「家庭的保育事業者等」という。）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 児童福祉法第34条の16第1項の規定による条例で定める家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）で定める基準をもって、その基準とする。

第4条第4項から第8項までを削る。

第5条に次の1項を加える。

8 放課後児童健全育成事業の利用について、その利用者の負担に関する基準等必要な事項は、規則で定める。

第6条第1項中「子ども・子育て支援法第20条第1項及び第3項」を「支援法第20条第1項、第3項及び第30条の5」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）

第6条 特定子ども・子育て支援提供者は、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うよう努め、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、支援法及び支援法に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、支援法第58条の4に定める基準を遵守しなければならない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 59 号

越前市栗田部体育館設置及び管理条例の廃止について
越前市栗田部体育館設置及び管理条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市栗田部体育館設置及び管理条例を廃止する条例
越前市栗田部体育館設置及び管理条例(平成 17 年越前市条例第 226 号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第60号

市道路線の認定等について

次のとおり市道の路線を認定し、廃止し、及び変更する。

令和元年9月2日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 認定する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第2460号線	四郎丸町63字1番1先	四郎丸町63字3番1先	120.0
市道第4538号線	矢放町7字3番4先	矢放町7字3番22先	242.5
市道第4539号線	矢放町7字3番19先	矢放町7字3番17先	50.2
市道第5340号線	宮谷町57字3番1先	宮谷町57字1番3先	90.4

2 廃止する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第5099号線	五分市町15字15番先	五分市町15字12番先	40.5
市道第5100号線	五分市町15字11番1先	五分市町15字5番2先	20.4
市道第7045号線	粟田部町27字54番1先	粟田部町30字4番1先	122.8

3 変更する路線

路線名		起 点	終 点	延長(m)
市道第1043号線	前	深草二丁目13番先	深草二丁目7番2先	276.7
	後	深草二丁目11番1先	深草二丁目7番2先	120.0
市道第3801号線	前	上太田町50字4番1先	余田町43字7番2先	4,007.2
	後	塚原町52字12番5先	余田町43字7番2先	7,957.2

議案第 6 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和元年度越前市一般会計補正予算（第 3 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

報告第 19 号

平成 30 年度越前市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、平成 30 年度越前市一般会計継続費の精算について別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

平成30年度 越前市一般会計 継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	複合施設（今立総合支所） 建設工事	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			29	430,800,000	0	409,200,000	21,600,000	0	320,738,200	0	315,100,000	5,638,200	0	110,061,800	0	94,100,000	15,961,800	0
			30	391,500,000	0	256,400,000	135,100,000	0	482,344,650	0	352,700,000	129,644,650	0	△ 90,844,650	0	△ 96,300,000	5,455,350	0
			計	822,300,000	0	665,600,000	156,700,000	0	803,082,850	0	667,800,000	135,282,850	0	19,217,150	0	△ 2,200,000	21,417,150	0
10 教育費	5 社会教育費	文化財収蔵施設 改修事業	29	125,348,000	30,000,000	85,800,000	0	9,548,000	125,283,888	29,500,000	85,400,000	0	10,383,888	64,112	500,000	400,000	0	△ 835,888
			30	110,047,000	27,935,000	73,900,000	8,000,000	212,000	101,917,872	22,640,000	68,800,000	8,000,000	2,477,872	8,129,128	5,295,000	5,100,000	0	△ 2,265,872
			計	235,395,000	57,935,000	159,700,000	8,000,000	9,760,000	227,201,760	52,140,000	154,200,000	8,000,000	12,861,760	8,193,240	5,795,000	5,500,000	0	△ 3,101,760

報告第 20 号

平成 30 年度越前市決算に係る健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.52)	— (17.52)	11.3 (25.0)	107.4 (350.0)

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、共に赤字を生じていないため、「—」で表示する。

(2) 表中の括弧内の数値は、国の定める早期健全化基準であり、そのうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率における数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したものである。

2 資金不足比率

(単位：%)

公営企業に係る特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
下水道特別会計	—
産業団地造成特別会計	100

(1) 資金不足比率は、資金不足を生じていないため、「—」で表示する。

(2) 資金不足比率における国の定める経営健全化基準は、20.0%である。

報告第 2 1 号

賃貸借契約の変更契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第 2 条に規定する賃貸借契約の変更契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

市が賃借人となる契約金額 2, 0 0 0 万円以上の賃貸借契約

	原契約	変更契約
契約の名称	平成 3 1 年度職員端末機器賃貸借業務契約	平成 3 1 年度職員端末機器賃貸借業務契約の変更契約
契約の目的	職員が使用する端末機の賃貸借期間満了に伴う更新	更新する端末機のメモリーを増設し、性能向上を図るための変更
契約の金額	1 0 9, 0 5 8, 4 0 0 円	8, 9 6 8, 3 2 0 円の増額
契約の方法	指名競争入札による契約	
契約の相手方の住所及び氏名	福井市照手 1 丁目 2 番 1 7 号 株式会社福銀リース	同左
契約締結の年月日	平成 3 1 年 3 月 1 5 日	令和 元 年 6 月 1 0 日
契約の期間	令和元年 9 月 3 0 日から 令和 6 年 9 月 2 9 日まで (賃貸借の期間)	同左
所 管 課	総務部情報統計課	同左